

2018 年 4 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 203)

平成 30 年 1 月 29 日に厚生労働省から「石綿含有建築仕上塗材の石綿則等の適用について」が発表されました。(厚生労働省ホームページより抜粋・一部編集)

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190130K0010.pdf>

石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。)等に関する疑義について、下記のとおり取扱いを示すので了知されたい。

記

問 平成 29 年 5 月 31 日付け基安化発 0531 第 1 号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」において、現行の解釈としては、建築用仕上塗材及びその下地調整塗材を区別せずに石綿障害予防規則等の適用が示されているが、建築用仕上塗材が吹付け施工であって石綿を含有せず、その下地調整塗材がこて塗りであって石綿を含有する場合において、下地調整塗材も含め除去等作業の対象とするときは、届出の可否はどのように考えたら良いか。

また、下地調整塗材について吹付け施工か否かを判別することが困難な場合も多いと考えるが、どのように考えたら良いか。

(答)

1 石綿則の「吹き付けられた石綿等」か否かの判断は、それぞれ材料ごとに、石綿が使用されているか否か及び吹付け施工のものであるか否かにより判断すること。

2 指摘の事例については、「吹き付けられた石綿等」に該当せず、石綿則第 5 条及び労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 90 条第 5 号の 2 の届出の対象ではないとして取り扱うこと。

3 下地調整塗材については、原則として吹付け施工ではないとして取り扱うこと。ただし、設計図書等から吹付け施工とされた蓋然性が高いと考えられる場合は、吹付け施工として取り扱うこと。

4 なお、建築用仕上塗材及びその下地調整塗材について、いずれか一方が吹付け施工の材料で

あり、もう一方が吹付け以外のものである場合において、石綿が使用されている箇所がいずれの材料か判別できないときは、「吹き付けられた石綿等」に該当するものとして、届出の対象として取り扱うこと。

また疑義のもとになった「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」は以下の通りである。(厚生労働省ホームページより抜粋・一部編集)

1 石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱う。このため、これら石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に際しては、特定粉じん排出等作業の実施の届出、作業基準の遵守等が必要となる。

また、吹付け工法により施工されたかどうか不明な場合も、石綿含有仕上塗材を「吹付け石綿」とみなして、特定粉じん排出等作業の実施の届出及び作業基準の遵守が行われることが望ましい。特に、鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の規模の大きい建築物等で、除去作業を行う場合には、周辺環境への石綿飛散のおそれが高いと考えられることから、届出及び作業基準の遵守について適切に指導されたい。

なお、吹付け以外の工法(ローラー塗り等)で施工されたことが明らかな場合は、特定粉じん排出等作業の実施の届出は不要であるが、適切な飛散防止措置が講じられることが望ましい。

2 「吹付け石綿」とされた石綿含有仕上塗材の除去等に際しては、大気汚染防止法施行規則別表第七第一の項下欄イ～チの事項を遵守し除去等を行うか、同項下欄柱書の「同等以上の効果を有する措置」を講じる必要がある。「同等以上の効果を有する措置」については、別紙を参考にされたい。

なお、厚生労働省の『「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針』に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版]』(平成 29 年 3 月)においては、「吹付け工法により施工された仕上塗材は、石綿則第 6 条に示す「吹き付けられた石綿」に該当するため、計画届又は作業届が必要となる。一方、それ以外の工法(ローラー塗り等)により施工した仕上塗材は、届出の義務はない。しかし、いずれにしても、除去時のばく露防止対策については、施工時の工法に関わらず適切に対応することが求められる」とされているところである。

このため、石綿含有仕上塗材の除去等に係る事業者等の指導に当たっては、労働基準監督署と十分連携を図ることとされたい

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。